

学校教育における不就学と長期欠席問題 (第4報)

— 転換期としての1970年代以降の長期欠席と不就学問題 —

保坂 亨 重 歩美 土屋玲子

千葉大学・教育学部

Out-of-school and long absence in school education (Fourth report)

— out-of-school and long absence since the 1970s as a turning point —

HOSAKA Toru SHIGE Ayumi TSUCHIYA Reiko
Faculty of Education, Chiba University, Japan

長期欠席率は1960年代までの様々な取り組みによって急減し、1970年には中学校で1%以下、小学校では0.5%以下になる。同時に不就学者や1年以上居所不明児童生徒数も目に見えて減少したため、実際にはまだ存在した長期欠席と不就学問題から人々の関心を遠ざけた。高度経済成長期(1955-74年)を背景に、学校に行くことが明日への幸せにつながるという見通しをもった人々が、子どもたちを学校に通わせる学校化社会の成立である。

また、1970年代になって養護学校の整備が進み、1979年にその義務化が完成したことにより不就学調査(不就学年齢・児童生徒調査)も形骸化する。入れ替わって新たに登場してきた「登校拒否」が注目されるようになって生徒指導上のテーマとなっていく。こうして1970年代は不就学と長期欠席への関心が薄れ、新たに登校拒否(1998年度以降不登校)への注目が始まった転換期であることが確認された。

キーワード：不就学 (Out-of-school) 長期欠席 (Long absence) 登校拒否 (School refusal)
不登校 (Truancy)

1950年代初めには中学校で3%、小学校でも1%以上あった長期欠席率は、第2報(保坂他, 2017)及び第3報(保坂他, 2017)で見えてきたような様々な取り組みによって急減し、1970年には中学校で1%以下、小学校では0.5%以下になっている。同時に不就学者や1年以上居所不明児童生徒数も同様に目に見えて減少したため、不就学と長期欠席はそれまでのようには注目されなくなっていく。高度経済成長期(1955-74年)を背景に、学校に行くことが明日への幸せにつながるという見通しをもった人々が、子どもたちを学校に通わせる「学校の黄金期」(広田, 1999)が出現したのである。具体的なデータで見れば、1950年に42.5%だった高等学校の進学率は1960年には57.7%となったが、その後も上昇が続いて1970年には80%台、1974年には90%台となっていくのである。

この長期欠席率がきわめて低く、不就学も居所不明者も少数であった1970年代、つまりは子どもたちが皆よく学校に行っていた頃は、「子どもは毎日学校に行かなくてはならない」という観念が国民各層にいきわたった時代と言われている(長岡, 1995)。筆者たち自身がこの時代に学校生活を送ったものであるが、「学校を休むことは悪いこと」という雰囲気を感じていた。実際、子どもたちの間では義務教育という意味は「子どもが学校に行くことが義務」と思われていた節がある^(注1)。そ

れゆえ「子どもたちの日常生活だけでなく、家族の価値観にも、『学校の価値』が浸透し、社会全体が学校化する」=学校化社会が成立したとされる(堀尾, 1997)。

1 注目されなくなった不就学と長期欠席

1970年代に長期欠席率が中学校で1%以下、小学校では0.5%以下になったとはいえ、決して0になったわけではない。学校基本調査によれば、1970年度の長期欠席は小学生、中学生ともに約3万人、合わせて61,921人、また1975年度は小学生、中学生ともに約2万5千人、合わせて50,166人と報告されている。この長期欠席、つまりは年間で50日以上欠席している小中学生とはどのような子どもたちだったのだろうか。その具体的な姿がわかる調査報告で見てみよう。

例えば、宇都宮地方法務局と栃木県人権委員連合会(1976)は、親の無理解により自分の子どもを長期にわたって学校を欠席させていた子どもたちに対して教育・福祉関係機関・人権擁護委員会等が協力してその解決に努力したことをきっかけに「県内小・中学校における長期欠席児童・生徒の実態調査」を実施している。調査時期は1975年8月、人権擁護委員が県内各教育委員会に出向いて長期欠席児童・生徒(2か月以上にわたる欠席)を把握して調査票を作成、それに基づき各家庭を訪問して直接保護者及び関係者から実情を聴取するという本格的なものであった。

その結果、「『教育を受ける権利に対する侵犯』に該当するおそれのあるものとして今後調査を必要とする事件

連絡先著者：保坂 亨 hosaka@faculty.chiba-u.jp
Corresponding Author :
HOSAKA Toru hosaka@faculty.chiba-u.jp

等」が74件も報告されている。このうち「親の無理解」等によって「教育を受ける権利」が侵されているおそれがあり、「人権侵害事件」として立件を要するものが14件（小学校9件，中学校5件）あった。そのうち5件は、解決例として掲載され、「特別人権侵害事件」として法務省に報告されている。これらの事例は、関係機関と連携しながら解決をはかったと報告されているが、「放任状態」「監護教育を怠り」といった記述から、いずれも現在の児童虐待（ネグレクト＝保護の怠慢ないし拒否）にあたると思われる。なお、「その他」として居所不明児童が2例、報告されている。

他に未解決のまま学齢超過により学籍から除籍されたものが3件、そして未解決事例の一つとして以下のような事例が掲載されている。

「未解決事例」

スナックホステスの母親と無職の祖父の3人暮らしの男子児童（父親は不明、認知なし）。1971年に小学校入学、1年生で15日、2年生で48日、3年生で1日登校した記録があるが、4年生以降は全く登校しないまま6年生になる。学校は1年生のときから福祉機関に相談しており、担任はもちろんのこと児童委員や児童福祉司も家庭訪問を行っていた。本児が2年生3学期から母親が関係者の訪問に対応しなくなったため、1975年（本児5年時）には児童相談所が母親の「出頭を要請」し、「応じない時は児童福祉法第28条の措置をとる旨通知したも反応なし」。なお、本児は「毎日近くの釣り場に行って遊んでいる」と報告されている。

ついに学校は法務局に協力を要請し、「母親の無理解による児童の登校拒否事件」として立件、法務局職員が校長から事情聴取。法務局職員と児童擁護委員が家庭訪問するが、母親は対応しないか「黙秘」。法務局と児童相談所、学校関係者が「教育侵害事件」として「処理対策打合会議」を開催するが、児童相談所の対応待ちで「未解決事例」と報告されている。なお、同報告書では、児童相談所長の意見として「法（児童福祉法）第28条の措置を取る考えはない。教育委員会でその措置をとることを希望している」、さらに1976年（本児6年時）9月時点では「『本件の強制措置』について検討中」との記載がある。（宇都宮地方方法務局・栃木県人権擁護委員連合会、1977）。

児童相談所には、この児童福祉法第28条1項と民法834条による「親権喪失の請求」権限が与えられているが、その運用例は1970年代初頭においてわずかに数件しかなく、親権喪失申立ての認容件数も1968年に11件、1970年に6件、1975年に17件であった（土屋、2014）

また、この「教育委員会の措置」というのは、学校教育法違反（正当な理由がない就学義務の不履行）として告発することを指していると考えられる。1970年代に岐阜家庭裁判所においてこの学校教育法違反として罰金（8,000円）に処された以下の事例がある（羽間他、2011）。

「岐阜県の事例」

1974年4月に小学校入学予定の長男をもつ母親は、夫、長女と4人暮らし。夫のギャンブルで生活が苦しく、高利貸しから借金をしており、ランドセルも買ってやれな

い状態で入学当初から2年時7月まで全く本児を登校させなかった。この間、校長による毎月の家庭訪問や教育委員会による就学義務の履行の督促を受けたが、本児の病気、転居、生活苦等の弁明を繰り返す。その後、夫が自殺したため保険金や遺族年金を受け取っていたにもかかわらず、本児を就学させないまま子ども二人を残して外泊するようになる。さらに、長女に新聞配達をさせて、そのアルバイト代を前借りするようになり、長女が担任教師に相談したことから本件が発覚。なお、事件後（1975年8月末）、姉弟は養護施設に「収容され、同所から元気に通学している」と記載されている^(注2)。

この養護施設に目を転じれば、1968年から1980年まで全国の養護施設関係者は「子どもの人権を守るために」という集会等を開き、全国の施設児の作文を募集して公開して『泣くものか—子どもの人権10年の証言』を刊行している。それは、高度経済成長政策下の家族の生活の激変と、それにとまって起こった家族崩壊、さらには家族離散の中での子どもたちの赤裸々な嘆きを社会に訴えている。事実、養護施設在籍人数は1958年以降減少に転じるが、わずかな減少であり、乳児院については1951年に施設数113（在籍人数約2千人）であったのが、第2次ベビーブーム（1971～1974年）まで増え続け、1972年に施設数131（在籍人数約4千人）でピークとなり、その後微減あるいは横ばい状態が続く。つまり孤児・浮浪児対策が終了し、かつ戦後の第一次ベビーブーム以降、出生率が低下し続けてもなお、施設入所の児童は一定数存在し続けたのである（保坂、2007）。

ただし、この時期を「日本社会における社会的養護をめぐる内実が大きな転機に差し掛かっていた」と捉える土屋（2014）は、児童養護施設など「家庭のない児童」を収容保護するために設置された児童施設の整理縮小が模索された時期として、先の活動を次のように分析している。「養育機能を衰弱させた『問題のある家庭』の中での生活を強いられる児童を、家庭から切り離しながら公的に保護せよ、という要請を発しながらなされた運動」であり、「公的に『保護されるべき児童』をめぐる問題機軸の枠組みを刷新する契機が含まれていた」。また、「これらが『子どもの人権を守るために』と題されてなされたことに象徴されるように、（中略）『親権』に対する『子どもの人権』の優位性が、社会的養護の枠組みの中で初めて確認されていく過程でもあった」。

このように時代の転換点を迎えた日本社会においても、数が少なくなったとはいえ、約5万人（1975年度）の長期欠席児童生徒の中には、このように「教育を受ける権利」を侵害された「保護されるべき児童」が一定数いたことが確認できる。

しかし、飢えに苦しむほどの経済的困窮から復興して豊かな生活が可能となった日本社会において、その9割が「中流」と回答する時代が到来していた^(注3)。実際、「三種の神器」とも言われた家電製品（洗濯機、冷蔵庫、テレビ）を多くの家庭が持つようになるほど、国民の生活水準は目に見えて上がっていた。「高度経済成長期とは、『何が豊かな生活であるのか』の共同意識が比較的安定して持続し、人々がその追求に邁進して行った時代」であり、国民の9割が中流と答える背景に

は、「実際にそれらの人々が自らを『豊かだ』とみる実感が存在」（盛山，1990）し，生活水準が着実に上昇してきたことに裏付けられていた。こうして高度経済成長もたらした豊かさによって，学校に行くことが明日への幸せにつながるという見通しをもった人々の9割以上が高校まで子どもたちを通わせることができる「学校の黄金期」（広田，1999）が出現し，実際にはまだ残っていた長期欠席と不就学問題から人々の関心を遠ざけることとなったと考えられる。

2 不就学調査の形骸化

戦後のいわゆる6・3制義務教育制度を基礎とする教育改革は，当然障害児を対象とする盲・聾・養護学校も対象としていた。しかし，戦前から制度的に確立していた盲・聾学校が，1948年から学年進行で義務制が実施されて1956年に完全実施された一方で，養護学校は未整備なままであった。学校教育法で養護学校の義務制の施行日を別に政令で定めるとしていたため，設置義務も就学義務も課せられていなかった。1956年に公立養護学校整備特別措置法が定められて養護学校の整備が始まったが，その進捗状況は緩慢であった。

ようやく1971年に至り，参議院内閣委員会において文部省設置法の一部改正案に対する附帯決議の一項目として養護学校義務制実施の促進が採択され，さらに中央教

育審議会が「これまで延期されていた養護学校における義務教育を実施に移す」ことを提言した。これを受けて文部省は，1972年から7カ年計画を策定し，1978年度末までに養護学校対象児童生徒すべてを就学するために必要な学校の整備を開始した。そして，1973年「学校教育法中養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」により，1979年度から養護学校教育が義務制になることが確定したのである（文部科学省HP「養護学校義務制への道」より）。

こうして養護学校の義務化が完成した1979年には，前年に比べて学校数約150校，生徒数約18,000人，教員数約5,800人と急激に増加している。そして，当然ながら図1が示すようにそれと入れ替わって不就学（就学免除・猶予）数が激減していくことになる。興味深いことに，この養護学校の児童生徒数が増えるにつれ，養護学校の長期欠席児童生徒数も増えている。具体的な数字を挙げれば，1965年の1,227人（出現率1.4%）から増え続け，1975年には1,660人（同3.2%）となり，1980年3,117人（同5.4%）がピークで，その後は減少に転ずる。これもまた，養護学校の義務化がもたらしたものと考えられよう。

なお，制度的には，小学校教育を義務制とした1986年の小学校令で「疾病，家計困窮，その他止むを得ざる事故」のある子どもには「就学猶予」が規定され，さらに1890年の第二次小学校令で「就学免除」の規定が加わった。このうち家庭の経済的事情が，就学猶予・免除の理

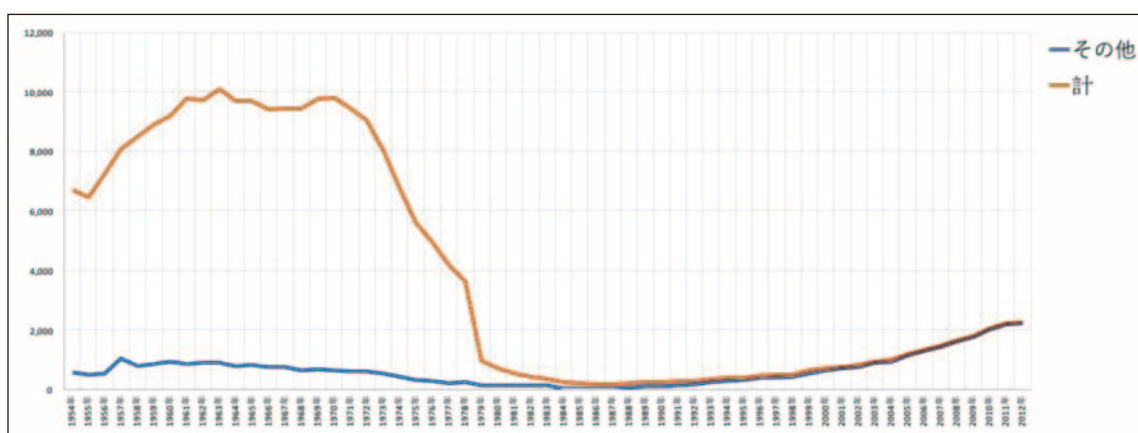


図1 就学免除

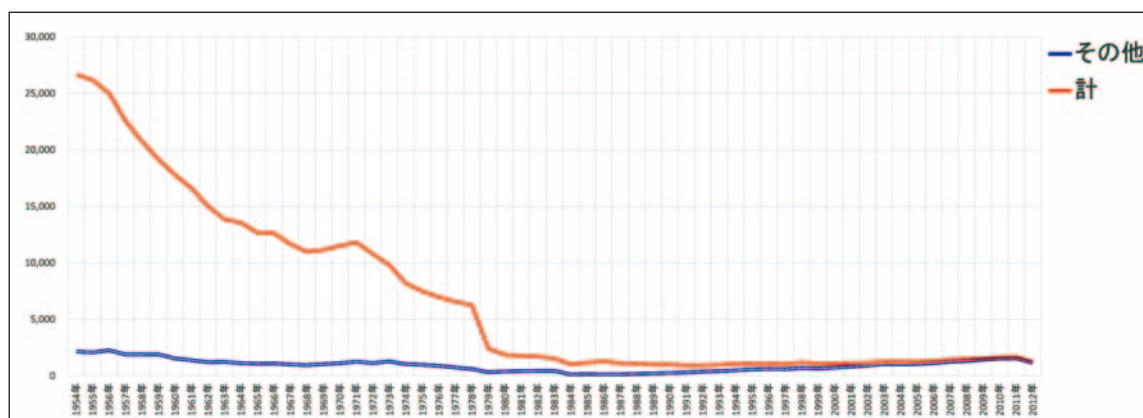


図2 就学猶予

由から外れるのは1941年の国民学校令からである（山住、1987）。こうして戦後の学校教育法の成立後も養護学校の未整備により、この「就学猶予・免除」規定が障害児の教育を「学校教育」の対象とするか、「福祉医療」の対象とするかの選別の役割を果たしたと言われる。

図1, 2からわかるように、1980年代も「不就学学齢児童生徒調査」における不就学、つまり「就学免除者」及び「就学猶予者」はともに減少していく。「就学免除者」数は1979年の960人から1987年には178人（過去最低数）まで減少し、「就学猶予者」数は1979年の2,424人から1984年には1,046人（過去最低数）まで減少していく。しかし、その後そのうちの「その他」という区分の者が増加していく。「就学免除者」数で見ると、1989（平成元）年度218人中「その他」が101人、1999（平成11）年度616人中「その他」が536人、2009（平成19）年度1,777人中「その他」が1,750人となっていく。ついに2012（平成24）年度学校基本調査では、就学免除者2,249人のうち「その他」2,226人、就学猶予者1,272人のうち「その他」1,186人と、実に8割以上が「その他」になっているが、その実態は不明であった。ようやく2013（平成25）年度の学校基本調査から「重国籍のため」という新区分（表1）が登場して、それが日本に在住していない「日本国籍」を持つ子どもたちで、在住地の国籍をもち、その国の教育は受けていると推測できるようになった。この実態からすれば、すでにこの「不就学学齢児童生徒調査」は形骸化していると言ってよいだろう。一方で、この調査の中に「1年以上居所不明者数」があり、第1報（保坂他、2015）で詳細に記した通り、ここに実質的な不就学の子どもたちが含まれていたのであるが、2011年に再発見されるまでまったく忘れられていたのである。

また、「重国籍」を除く就学免除者では328人、就学猶

予者でも259人が「その他」となっていて、その実態はわからない。それ以外では、就学免除者8人、就学猶予者31人が「児童自立支援施設にいるため」であり、「病弱・発育不完全」を理由とするものは、就学免除者11人、就学猶予者31人となっている。これが「不就学学齢児童生徒調査」の実態であり、早急な調査項目等の再検討が望まれる。

なお、児童福祉法の改正（1997年）によって、児童自立支援施設に学校教育を導入されることが明文化され、「児童自立支援施設にいるため」という就学免除及び猶予は、事実上の違法状態と指摘されている。実際、この改正以前においては全国57施設のうちのわずかに10施設でしか行われていなかったが、国立のきぬ川学園が2001年、同武蔵野学園も2006年に導入されて、2009年4月時点で実施率は7割となっていた（小林他、2009）。読売新聞の調査によれば、法改正から12年が経過した2010年時点で未だ15施設で学校教育が行われていないことが判明し、全国児童自立支援施設協議会が厚生労働省に要望書を提出した（読売新聞2010年6月23日付け記事）。一方で、この学校基本調査の質疑応答集においては、表2のような応答が掲載されていて、児童福祉法の改正による児童自立支援施設への学校教育の導入についてはまったく触れられていない。

3 新たな動向：「登校拒否」への注目

登校拒否（不登校）は、学校教育が開始されてからの怠学研究の中で、従来の怠学とは違った神経症的症状を持つものがあるとの指摘から始まった。つまり、学校教育が問題とした長期欠席の代表である怠学から分離・独立した一類型として認められることからスタートした。その源流は、 트레이ナーによる「学校病

表1 不就学学齢児童生徒調査

区 分		平成24年度	平成25年度
就学免除者		2,249	2,393
	肢体不自由（※2）	1	-
	病弱・発育不完全（※1）	4	11
	児童自立支援施設又は少年院にいるため	18	8
	重国籍のため	-	2,046
	その他	2,226	328
就学猶予者		1,272	1,179
	肢体不自由（※2）	3	-
	病弱・発育不完全（※1）	27	31
	知的障害（※2）	9	-
	児童自立支援施設又は少年院にいるため	47	31
	重国籍のため	-	858
	その他	1,186	259

※1 平成24年度は「病弱・虚弱」

※2 平成25年度は項目から外されている

表2 学校基本調査質疑応答集より

<p>〈少年院・児童自立支援施設〉</p> <p>(問28)</p> <p>「少年院及び児童自立支援施設に送られている者は、在学者としない。」とありますが、就学義務の猶予・免除を受けないまま少年院又は児童自立支援施設に入所して教育を受けている者は、その学校の在学者として扱ってよいでしょうか。</p> <p>(答)</p> <p>家庭裁判所の審判決定等によって少年院、児童自立支援施設に送致された者は、通常、保護者の願い出により就学義務を猶予（免除）し、学校に籍がなくなることになるため、在学者として扱いません。ただし、就学義務猶予（免除）の手続きをしていない者は、指導要録がある学校の在学者として扱います。また、児童自立支援施設内に置かれている当該学校の分校に在籍している者は分校の在学者として、分教室に在籍している者は当該学校の在学者とします。</p> <p>〈児童自立支援施設入所者〉</p> <p>(問97)</p> <p>児童自立支援施設に入っている生徒で、就学免除の手続きをしていますが、在籍していた中学校の校長から卒業証書を交付されています。この者を当該学校の卒業生として扱ってよいでしょうか。</p> <p>(答)</p> <p>教育的配慮から、条例等に基づき児童自立支援施設入所者等に卒業証書を交付しているものと考えられますので、卒業生とはしません。（文部科学省HP「学校基本調査：応答集」より）</p>

(school sickness)」とジョンソンらによる「学校恐怖症 (school phobia)」の二つとされるが、その後「学校嫌い (reluctance to go to school)」, 「登校拒否 (school refusal)」という名称が使われるようになった。

日本においては、初めて佐藤（1959）が「神経症的登校拒否」という名称で研究報告を行い、続いて鷺見ら（1960）が「学校恐怖症」という名称で研究報告をしている。また、高木ら（1959）の長期欠席の精神医学的調査報告でも「学校恐怖症」に一致するものが記載されている。一方、厚生省児童局監修の『児童のケースワーク事例集』（1949年創刊）の1957年版にも宮城県からの「登校拒否」とみられる事例報告があり、以降毎年数例報告が続く（保坂，2000）。つまり日本においては、1950-60年代頃にかけて病理としての「登校拒否」が発見されつつあった。安藤他（1978）によれば、1955年頃から「ポツポツと現れ」、1960年頃から急増して1960年代前半「第1次ベビーブーム」の頃に「第一波」、それ以後1968年頃から急増、さらに1975年頃から激増し、これが「第二の波」になったという。

また、朝倉（1995）によれば、この「登校拒否」についての新聞報道で最も古いものに属するのが、朝日新聞「登校拒否児 全国的に増える傾向 市川には“病院学校”誕生（1965年6月11日付け）」と日本経済新聞「増えてきた学校恐怖症（同9月2日付け）」であるという。また、雑誌では『朝日ジャーナル』の「文化ジャーナル 増えてきた登校拒否」（1966年6月12日号）が最も古い記事とされる。こうした動きを受けて、一般には1966年から「登校拒否」の全国調査が始まったとされるが、第1報で詳細に検討した長期欠席調査や学校基本調査の経緯からは以下のようなことになる。

文部省は初めて1951年度に長期欠席児童生徒の全国調査を実施したが、この1951年度は4月から10月末までに50日以上欠席したものが調査対象であった。翌1952年度

からは1年間で50日以上となったが、この調査では欠席理由が「本人による場合」と「家庭による場合」に大きく分けられ、そのうちの「本人による場合」がさらに「病気」など7項目（勉強が嫌い、友人にいじめられる、学用品がない、衣服や履物がない、学校が遠い、その他）に分類された。その後、これが1956年から「病気」と「学校が嫌い」にまとめられた。この結果は『公立小学校・中学校長期欠席児童生徒調査』（文部省，1953-59）にまとめられてきたが、1960年度から学校基本調査（国の指定統計第13号：1948年より開始）の中に取り入れられた。データとしては前年度、すなわち1959年度の長期欠席調査からの掲載になるが、何故か1962年度まで理由別は一時姿を消すことになる。それが1963年度の長期欠席調査から再び理由別（病気、経済的理由、その他）が加わるが、「その他」とは「主として学校が嫌いによるものと思われる」と記述されている（1964年度学校基本調査，p26, p28）。さらに、1966年度の長期欠席調査から理由別に「学校が嫌い」が復活する。先に述べたように一般にはここから「登校拒否」の全国調査が始まったとされる。そして、この「学校が嫌い」が1998年度データから「不登校」に名称変更されて現在に至っている。また、この50日以上調査に加え、1991年度から8年間は30日以上と50日以上の2本立てで調査されることとなり、1999年度から30日以上に統一された^(注4)。

この「登校拒否」に対して文部省が具体的に取り組みだしたのが、本小論でサブタイトルとした転換期としての1970年代であり、それこそが学校教育における不就学と長期欠席問題を考える際の新たな動向と位置づけられる。そして、その始まりが1971年に作成された『生徒指導資料第7集：中学校におけるカウンセリングの考え方』になる。これは、中学校教員を対象に「生徒指導の手引き」として作成されたものであるが、その中の「中学生の精神医学的な諸問題」として「登校拒否」が扱われている。

これに続いて「登校拒否」が主たる項目として登場する「生徒指導資料集」が1974年、1976年、1980年、1983年と作成されるようになり、それまでの長期欠席や不就学と入れ替わって「登校拒否」が生徒指導上のテーマとなっていく。

欧米においては「学校恐怖症」が多く使われたのに対して、このように日本では「登校拒否」という名称の方が一般的に広まっていった。これは「恐怖症」という精神病理学的なイメージを避け、一般的な不適応行動として捉えて関わっていきこうとする風潮の表れだったとされる(鎌, 1989)。その結果、興味深いことにもともと長期欠席の代表である怠学から分離・独立した一類型^(注5)であったものが、日本においては「登校拒否」という上位概念が広がって「学校に行かない」という不適応行動を指すようになり、その中に怠学も含まれていくようになった(安藤他, 1978)。

その後1980年代以降、「臨床単位ではなく、さまざまな精神障害の経過中に現れる症状ないし症候群」(稲村, 1994)であるとして「登校拒否」と並んで「不登校」が使われるようになる。そして、文部省も「学校不適応対策調査研究協力者会議」の「中間まとめ」(1990)で初めて「登校拒否(不登校)」という表記を使い、1999年(データとしては1998年度)から学校基本調査の理由分類「学校ざらい」を「不登校」に変更するに至る。

4 終わりに：転換期としての1970年代

21世紀に入った現在の我々は、1970年代がさまざまな分野で大きな転換点であったという共通認識を持ちつつある。子どもの写真集『子ども やがて悲しき50年』(村上義雄, 1995)は、戦後50年を10年ごとに区切って小見出しをつけているが、1960年代後半から1970年代前半が「疾走する10年」、その次が「戸惑う10年」となっていて、その解説では次のように述べられている。「日本の子どもたちは『疾走する10年』(1960年代後半から1970年代前半)を境として、それ以前とそれ以後では画然として変貌をとげたように思われる。」その後、それが子どもをめぐるさまざまな問題、例えば非行(土井, 2003)、あるいは虐待(保坂, 2007)などについてもあてはまるものが指摘されている。本連載報告「学校教育における不就学と長期欠席」においても、1970年代は不就学と長期欠席への関心が薄れ、入れ替わって登校拒否への注目が始まった転換期であることが確認されたと言えよう。

注

(注1) 堀尾(1997)は、戦前の就学義務から戦後の社会の就学保障の義務(=保護者による就学義務)へと大きく変わったにもかかわらず、「学校は行くべきところ」という意識は連続していて、「権利としての教育」という観念を浸食し続けてきたという興味深い指摘をしている。

(注2) 芸能活動を優先するなど中学生の娘(15歳)を通学させなかったとして、2017年1月大阪府警は学校教育法違反で母親(44歳)を大阪地検に書類送検した

と発表した。母親の容疑は、2015年9月から2016年2月にかけて、教育委員会から6回にわたり登校の督促を受けていたのに、娘を登校させなかった疑いとされる。なお、警察庁生活安全局少年課の「児童虐待及び福祉犯の検挙状況(平成27年1~12月)」によれば、学校教育法違反は平成19年度と24年度に1件ずつ検挙されている。

(注3) 総理府(現在の内閣府)が1958年から行っている「国民生活に関する世論調査」の階層帰属意識についての質問に、「上」「中の上」「中の中」「中の下」「下」という5つの選択肢があり、「中」に属する3つの選択肢を選んだ場合に「中流意識」とされた。その比率は、1958年の72.4%から上がり続け、1964年には87%に達し、1970年に89.9%、1973年には90.2%となった(橋本, 2009)

(注4) この学校基本調査の理由別長期欠席調査は、2015(平成27)年度調査から『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の「小学校及び中学校における長期欠席(不登校等)の状況等」と統一されて発表されることとなった。なお、この『問題行動調査(略称)』には2004(平成16)年度から高等学校の長期欠席調査が掲載されていたが、この統一に合わせて「高等学校における長期欠席(不登校等)の状況等」と変更された。

(注5) 『児童のケースワーク事例集』第19集(1967)には、「怠学および学校恐怖症に関するもの」という項目があり、13事例が掲載されている。

文 献

- 安藤正博(1978)「登校拒否・怠学と非行」ケース研究 No.163, pp70-163
- 朝倉景樹(1995)『登校拒否のエスのグラフィー』彩流社
- 羽間京子・保坂亨・小木曾宏(2011)「接触困難な長期欠席児童生徒(および保護者)に学校教職員はどのようなアプローチが可能か：法的規定をめぐる整理」千葉大学教育学部紀要59, pp13-19
- 橋本健二(2009)『「格差」の戦後史：階級社会 日本の履歴書』河出書房新社
- 広田照幸(1999)「学校と家族の関係史：葛藤論的視点から」渡辺秀樹(編)『変容する家族と子ども』教育出版
- 保坂 亨(2000)『学校を欠席する子どもたち：長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会
- 保坂 亨(2007)『日本の子ども虐待』福村出版
- 保坂亨・重栖聡司・土屋玲子(2015)「学校教育における不就学と長期欠席問題(第1報)：戦後混乱期の学校における不就学と長期欠席」千葉大学教育実践研究 18, pp1-10
- 保坂 亨・重歩美・土屋玲子(2017)「学校教育における不就学と長期欠席問題(第2報)：不就学と長期欠席への対策が始まる(1950年代)」千葉大学教育学部紀要 65, pp89-96
- 保坂 亨・土屋玲子・重歩美(2017)「学校教育における不就学と長期欠席問題(第3報)：1960年代の不就学

- と長期欠席への対策」千葉大学教育学部附属教員養成
開発センター紀要20, pp1-9
- 堀尾輝久（1997）『現代社会と教育』岩波新書
- 稲村博（1994）『不登校の研究』新曜社
- 小林英義・小木曾宏（2009）『児童自立支援施設これまでとこれから』生活書院
- 盛山和夫（1990）「中意識の意味：階層帰属意識の変化の構造」数理社会学会『理論と方法』5(2), pp51-71
（原純輔（2008）『戦後日本の格差と不平等：広がる中流意識』日本図書センター
- 村上義雄（1995）『子ども やがて悲しき50年』太郎次郎社
- 長岡（1995）『欠席の研究』ほんの森出版
- 佐藤修策（1959）「神経症的登校拒否行動の研究」岡山
県中央児童相談所紀要4, pp1-15
- 高木隆郎他（1959）「長欠児の精神医学的実態調査」精神
医学1(6), pp33-43
- 土屋敦（2014）『はじき出された子どもたち：社会的養
護と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房
- 宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会(1977)「昭
和50・51年度 小・中学校における長期欠席児童・生
徒の実態調査報告書：対策事例付」
- 山住正己（1987）『日本教育小史』岩波新書
- 鷺見たえ子・玉井収介・小林育子（1960）「学校恐怖症
の研究」精神衛生研究8, pp27-56